

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 14 日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03300

研究課題名(和文) スターリン後のソヴェト民主主義と経済システム

研究課題名(英文) Soviet Democracy and its Economic System after Stalin

研究代表者

河本 和子 (Kawamoto, Kazuko)

同志社大学・研究開発推進機構・嘱託研究員

研究者番号：50376399

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：ロシア国立図書館および国内の大学図書館(早稲田大学、中央大学、北海道大学)にて一次資料の収集を行い、同時に先行研究を確認した。これらの中から特に連邦最高裁判例集、法学雑誌の学術論文等を用いて労働紛争に関する考察をまとめ、利益の同質性を放棄しない社会における紛争解決に力点を置いて研究会で報告した。その際に得たコメントを取り込み、論文としてまとめる作業を行っている。

研究の前提固めとして、スターリン後のソ連民主主義の特色について考え、「利益の同質性の中の齟齬」を執筆した。この論文で、自由主義を排除したソ連において、利益の同質性を若干緩めることにより自由主義をいわば裏口から呼び込んだことを示した。

研究成果の概要(英文)： I have collected necessary materials and works at the Russian State Library in Moscow and several university libraries in Japan. I analyzed especially decisions made by the Soviet Supreme Court on labour disputes and academic works on the same topic to speak about solving disputes in a society with limited plurality of interests at one research meeting. Now I revise my work, considering the comments I received at the meeting.

Other than this, I wrote an article on Soviet democracy to explore its characteristics for developing a base for my research. In the article published in 2017, 'Discrepancies in a Society of Homogeneous Interests: Soviet Society after Stalin', I show how Soviet scholars worked to enlarge the scope of interests in the Soviet society and thereby introduced a sort of liberalism as a result.

研究分野：政治学

キーワード：ソ連政治史 労働紛争 民主主義論

1. 研究開始当初の背景

(1)本研究は、ソ連の政治体制の特質を明らかにする長期的目標の一環として構想された。ソ連は西側諸国とは異なる「独特の民主主義理念」を掲げてきた。ソヴェト政権がかなり真剣にこの理念の実現に取り組み、ある程度の成功を収め、かつ、困難に突き当たったことは、民主主義とはいったい何であって何でないのかを考えるための重要な問題も含んでいる。

(2)ソ連の民主主義理念を特徴づけるのは、第一に、人民が労働者として利益を同じくすることである。利益が共通であれば、階級闘争のような敵対的で深刻な紛争は存在しないことになる。利益の同質性は私的領域の意義を低め、公私の区分は不要となる。公私の区分の無さゆえ、政治介入できない領域は理論的に存在しない。第二に、人民が直接的に政策決定・執行等のプロセスに参加することが奨励される。もちろん、この参加は利益の同質性を前提としている。

(3)このような民主主義理解は、経済のあり方にも影響を及ぼし、敵対的な階級を排除し国有セクターを中心とした計画経済が実施された。労働者の国家という建前が強調され、その保護が謳われた。また、国有企業間の紛争には仲裁委員会という行政機関が用いられた。

(4)スターリン期には、利益の同質性の幅が極度に狭められ、大規模な政治的な抑圧を理論的に支えた。しかしスターリン後は、利益の同質性の幅が拡大され、さらに、労働者に対する締め付けが緩められた。つまり、全体的に政治的経済的圧力が下がり、抑圧を以て異論と紛争を抑止しようとする時代が終わった。

2. 研究の目的

(1)スターリン後に圧力が緩んだ時期において労働者をめぐる状況はどう変わったか。第一に、スターリン後の労働法の改正は何をめざしていたか、それぞれの論点において、どのような文言となったか。第二に、労働規律を確保するためにどのような政策がとられたか、それらはどのような効果をもったか、もたなかったか。第三に、解雇に関する事案を解決するための制度・手続きはどのようなものとなったか、実際の事案はどのように解決されたか。第四に、労働者の経営参加はどのような制度の下で、どのように行われていたか、何が課題とされたか、である。

(2)企業間の紛争を解決する仲裁委員会については、その制度をまず明らかにする必要がある。仲裁委員会に関する法規範は1970年代にならないと制定されないため、それ以前の時期については実務の積み重ねを見なが

ら制度を理解する必要がある。

3. 研究の方法

(1)第一に、先行研究を渉猟する。労働者の地位、労働紛争、労働組合の活動、企業との協定などについては、多くの研究で少しずつ触れられている。仲裁委員会については、労働者にかかわるものよりも研究は少ない。

(2)労働および仲裁委員会に関する1960年代および70年代の資料を読む。中心を占めるのは法学雑誌、共産党の理論誌、政府および共産党そして労働組合の新聞、国家あるいは党機関の公文書資料等である。

(3)渉猟した文献と資料を基に、分析を加える。その後、論文執筆を行う。必要に応じて補充的な資料収集を行う。

4. 研究成果

(1)文献の収集を行った。収集場所は、モスクワ市のロシア国立図書館、また日本国内の大学図書館(早稲田大学、中央大学、北海道大学)である。法学雑誌『ソヴェト国家と法』、『ソヴェト司法』、『社会主義的適法性』のほか、連邦最高裁判例集および労働事案関係判例集、ソ連の労働・賃金国家委員会が発行していた『ソヴェト労働』、哲学専門誌の『哲学の諸問題』、ソ連共産党中央委員会速記録、また、先行研究も幅広く集めた。労働法学を中心として、予想よりも邦語文献が多く、過去にはソ連の制度にもっと関心が払われていたことが印象的であった。

(2)収集した文献および資料を分析する中で、研究対象たるスターリン後の知的な状況について明らかにすることで本研究の基礎を固めることにした。その成果の一つが、河本和子「利益の同質性の中の齟齬」松戸清裕ほか編『ロシア革命とソ連の世紀 第3巻 冷戦と平和共存』岩波出版社、2017年、113-139頁である。この論攷において、収縮していた利益の同一性の幅がどのような思考を経て拡大されていったのかについて論じた。さらに河本和子「革命・家族・自由 一九一七年一二月の婚姻と家族に関する二つの布告」『現代思想』45巻19号(2017年9月)188-200頁では、時期を遡って革命期の家族法に関する動向を分析することで、利益の同質性がソ連における政治体制の根幹にあることを確認した。また〔その他〕に挙げた書評二つを通じて、同時代の政治的な文脈と政治闘争に関する分析を確認し、また現代ロシアとの違いを具体的に意識するに至った。

(3)労働紛争に関しては、2018年3月に行われた研究会に招かれ、報告「裁判例に見るスターリン後の個別的労働紛争」を行った。他の政治学分野を専攻する研究者たち向けに調整しつつ展開した議論は次のようなも

のである。

問題関心として、全体主義体制に関する認識が、抑圧と一方的支配にのみ力点を置いた単純に過ぎるものにとどまりがちであり、理念的な型として役に立つかもしれないが、歴史的な現実を捉えきれないという点を挙げた。こうした認識は政治学の教科書でみられる。

次にソヴェト民主主義の基本構造を簡単に紹介した。また、スターリン期における利益の幅の縮小とスターリン後の拡大に触れた。さらに、抑圧と一方的支配では捉えきれない部分がある、つまり一定の自由が生じていることについて、過去のソ連研究がどのような見解を示すかについて言及した。その上で、拡大された利益の幅によって、ある種の利害対立がスターリン後には正統なものと理論的に位置づけられたことを指摘した。このことは、単純な全体主義理解では捉えきれない。

上記二点を前提として、ソ連における裁判と法のあり方について、政治体制の特徴と関係付けながら論じた。裁判について言えば、私的領域の意義を認めない政治体制であるがゆえに、弁論主義ではなく職権主義が採られることが大きな特徴である。スターリン後の改革で連邦最高裁判所の下級審への直接的な介入が制限され、また政治に翻弄されない法的安定性の確保が模索されたが、同時に法律や判決の不十分な公開ぶりや、プロレタリア国家の政治的利益が法的安定性に優越する原則自体の変更はなかった。法律家の間での議論は、特にスターリン批判に触発される形で亀裂・異論を隠さない傾向を強めたが、政治指導者の強いリーダーシップがある政策の場合には亀裂・異論の発露には限界があった。

スターリン後には労働政策にも修正が加えられた。労働時間は賃金据え置きで短縮され、賃金体系の合理化が図られ、賃金の引き上げがなされた。また、労働規律の確保に刑事罰の威嚇を用いることが停止され、解雇につながる欠勤の定義が変更された。さらに労働組合の役割が拡大され、労働組合の同意なしに解雇ができないという定めが置かれ、基本賃金ではないボーナス部分について管理機関は労働組合と合意したうえで配分することとなった。同時に労働組合には、理機関と癒着している、労働者の保護にもっと取り組むべきであるという批判が寄せられており、役割の拡大がそのまま労働者の立場の向上につながるわけではなかった。

政策変更には、労働者個人が原告となる個別的労働紛争手続の改正も含まれた。1957年1月31日付連邦最高会議幹部会令にて、

新しい労働紛争解決手続が導入された。労働紛争委員会は職場におかれ、労使同数である。ここで合意が得られないか、決定された内容に労働者が不服を持つと、やはり勤務先にある労働組合委員会にかけられる。この委員会の決定に労働者が不服な場合、あるいは、管理側が決定を違法と見なす場合に、それぞれ人民裁判所に提訴できる。従来の労働紛争手続との違いは、決定場所が企業内におかれたこと、労働者が裁判手続に持ち込みやすくなったこと、労働者の申し立て期間が撤廃されたことである。連邦最高裁判所は新しい手続に基づく裁判を円滑に進めるために下級審に対する指導的説明を作成した。この中で、労働義務の故意の不履行による解雇について従前よりも解雇を困難にする方向の解釈が示されている。作成にあたり、労働組合、検察機関、労働・賃金国家委員会、研究機関に意見を求めている。

個別的労働紛争のうち、本報告では解雇に論点を絞って分析を加えた。解雇事案につき手続改正前後における変化と連続性については次のようなことが言える。第一に、改正後には解雇事案の割合・件数が減少した。企業内での紛争解決手続が機能していることが想定される。第二に、解雇についての裁判所の判断枠組みには大きな変化がない。解雇の適正さを判断するための法規範それ自体変更はないからであろう。ただし、解雇への労働組合の同意および欠勤の定義変更、指導的指示における解釈は、裁判の帰趨に影響を与えていると考えられる。いずれにしても企業内で手続を経ているにもかかわらず労働者側が裁判で勝訴するケースは多い。第三に、第一審が適切に企業等の管理機関の誤りを正さず、当該企業を監督する上級機関への通報を行っていないと上級審によって批判される点は、改正前後で変わりない。

まとめとして、第一に、労働者の立場はそれなりに強い。労働者の国家というソ連の自称は一応は伊達ではなく、解雇について労働者は比較的勝ちやすい。この点に関連して、慢性的労働力不足という一般的事情を付け加えておく。第二に、法適用の適正さが要求されている。労働者の国家だから労働者が守れば何でもいいというわけではない。第三に、全体主義国家による抑圧的支配のイメージを裏切って、個別的労働紛争は起きていた。利益の同質性も紛争を抑止するには十分でなく、解雇したい企業とされたくない労働者の利害対立は明白に表れる。ただし、利害対立は存在しても多元主義ないし自由主義が容認されているわけではない。

今後の研究の方向性としては、第一に、特定の企業の紛争解決、労働組合の活動状況を調べ、以前に研究した労働規律を涵養する同志裁判所に関する知見と併せてミクロレバ

ルの分析を行うことが考えられる。第二に、雇用の権限を持つ者などは、本報告での個別的労働紛争解決手続きから排除されており、上級機関が行う別の手続きに委ねられる。このことの意味と具体的な解決のあり方について調査を行うことも展望される。

(4)研究の前提となる利益の幅について考察を行い、労働紛争に関する分析に時間を大きく割いたため、仲裁委員会制度については時間切れの積み残しとなった。資料は集めてあるので、今後時間をとって分析したい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 1 件)

河本 和子「革命・家族・自由 一九一七年一二月の婚姻と家族に関する二つの布告」『現代思想』、査読無、45 巻 19 号(2017 年 9 月)、188-200 頁。

[学会発表](計 1 件)

河本和子「裁判例に見るスターリン後の個別的労働紛争」科学研究費基盤 A「多文化共生社会の変容と新しい労働政策・宗教政策・司法政策に関する国際比較研究」若手研究会、2018 年 3 月 2 日、於神戸大学。

[図書](計 1 件)

河本 和子「利益の同質性の中の齟齬」松戸清裕ほか編『ロシア革命とソ連の世紀 第 3 巻 冷戦と平和共存』岩波書店、2017 年、302 (113-139) 頁。

[その他](計 2 件)

河本 和子「書評 溝口修平『ロシア連邦憲法体制の成立 重層的転換と制度選択の意図せざる帰結』北海道大学出版会、2016 年」『ロシア史研究』、査読無、99 号(2017 年 5 月)、94-101 頁。

河本 和子「書評 和田春樹『スターリン批判 1953~1956 年 一人の独裁者の死が、いかに 20 世紀を揺り動かしたか』作品社、2016 年」『歴史学研究』、査読無、962 号(2017 年 10 月)、60-63 頁。

6. 研究組織

(1)研究代表者

河本 和子 (Kawamoto, Kazuko)

同志社大学研究開発推進機構・嘱託研究員
研究者番号：50376399